

観参第1194号
令和2年3月27日

各都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）
(公印省略)

新型コロナウイルスの影響を受けた旅行業者に対する
旅行業法に係る関係事務の取扱いについて

今般の新型コロナウイルスの発生に伴い、日本社会全体に深刻な影響が生じていることを受け、政府は、運転免許等の公的な免許・資格や、旅行業の登録の更新に必要な旅行業務取扱管理者に係る研修について、受講期限や有効期限の延長等柔軟な対応を取ることとしています。旅行業者についても、訪日外国人旅行者の減少、日本人の旅行のキャンセルの増加及び予約の大幅な減少等により、その経営状況が著しく悪化しており、旅行業の登録の更新について柔軟な対応を求める多数の要望が寄せられているところです。以上を鑑み、旅行業法の適用について、下記のような弾力的な取扱いを行っていただくようお願い申し上げます。

記

1 更新登録の申請について

旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第1条の5で定められた更新登録の申請に係る添付書類に不備があった場合であっても、当該申請を受理することとし、その審査の過程で必要なものを適宜求めること。

2 更新登録の申請に係る添付書類のうち「最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書」について

旅行業者の令和2年2月以降の決算書類において、基準資産額を下回っており、今般の新型コロナウイルスの影響がその原因と認められる場合は、当該事業年度の前の決算書類を基に基準資産額を算定する等の方法により対応して差し支えないものとすること。

3 1及び2の取扱いを行う期間について

上記の取扱いを行う期間は、令和3年3月までの更新登録の申請分までとすること。

4 その他の旅行業法の規定の適用等について

その他の旅行業法の規定の適用についても、極力弾力的に運用することとし、その内容を含め今般の対応について不明な点がある場合は、観光庁参事官（旅行振興）登録係まで照会すること。